

# 「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に係る認定申請手続について

平成23年11月  
経済産業省  
中部経済産業局  
製造産業課

経済産業省では、本年11月11日（金）から12月12日（月）にかけて、平成23年度戦略的基盤技術高度化支援事業（平成23年度第3次補正予算事業）（以下「サポイン事業」といいます。）の公募を行っております。

この事業に応募しようとする研究計画は、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（以下「法」といいます。）」に基づく認定を受けていることを要します。

このため、新たに法認定の申請を行う場合の手続、及び既に法認定を受けている研究計画の変更申請を行う場合の手続について、ここに御案内いたします。

サポイン事業の公募情報については、当局ホームページに別途掲載しますので、そちらを御確認ください。

【公募情報掲載ホームページ：<http://www.chubu.meti.go.jp/kikai/kiban.htm>】

## 目次

第1章 新たに法認定の申請を行う場合の手続について	
1. 認定申請書の提出先	… 1
2. 認定申請書の受付期間	… 1
3. 認定申請時に必要な書類	… 1
第2章 既に法認定を受けている研究計画の変更申請を行う場合の手続について	
1. 変更認定申請書の提出先	… 2
2. 変更認定申請書の受付期間	… 2
3. 変更認定申請時に必要な書類	… 2
参考1. ものづくり支援制度に関する最新情報・各種申請様式等掲載ホームページ	… 3
参考2. 認定申請及び変更認定申請に関するお問い合わせ先	… 3
参考3. 中小機構中部支部・北陸支部の支援窓口	… 4
別添1 新規認定申請書の書き方（事例）	… 5
別添2 変更認定申請書の書き方（事例）	… 16

## 第1章 新たに法認定の申請を行う場合の手続について

サポイン事業への御応募を目的とする場合を含め、新規に認定申請を行う場合は、別添1の記載要領(新規認定申請の事例を掲載)を御活用いただくとともに、次の点に御留意の上、お手続きください。

### 1. 認定申請書の提出先

認定申請書の提出先となる経済産業局は、「主たる研究開発等の実施場所」(本社所在地ではありません。)を管轄する経済産業局となります。中部経済産業局の場合は、愛知県、岐阜県、三重県、富山県及び石川県が該当します。

※) 認定申請書の宛先を「中部経済産業局長」としていただいた上で御提出ください。

#### 【中部経済産業局の受付窓口】

中部経済産業局産業部製造産業課

〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2 TEL : 052-951-2724

### 2. 認定申請書の受付期間

認定申請書については随時受け付けていますが、サポイン事業に御応募いただくために必要な認定申請の期限は下表のとおりです。(※1)

中部経済産業局長による認定時期	認定申請書の提出期限
平成24年1月下旬(予定)	~平成23年12月12日(月)

※1) 認定申請と同時にサポイン事業への応募も可能です。

なお、申請される研究計画は、特定ものづくり基盤技術高度化指針に照らして適切なものであることを要するなど、中小ものづくり高度化法第4条第3項各号に定められた要件に適合している必要があります。

このため、認定申請の内容が上記の要件に適合しているか否か等の確認が必要となりますので、当局(参考2参照)まで、あらかじめ御相談いただくことをお勧めします。

### 3. 認定申請時に必要な書類(提出部数:各一通、A4片面印刷)

(1) 認定申請書(様式第1)

(2) 中小企業者(法人の場合に限る)の定款

(3) 中小企業者の最近2期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書

※) 事業協同組合等の組合及び連合会は、申請される研究開発計画に参加するすべての構成員分

(4) 上記(3)に掲げる書類が無い場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類

注1) 平成23年第3次補正予算に係るサポイン事業に応募しようとする研究計画は、予定していた複数年の計画を単年度に圧縮した認定申請を行わなければならない場合があります。詳しくは、サポイン事業公募要領をご覧ください。

注2) 申請される研究計画が認定された場合、①当該計画の名称、②当該計画の概要や、認定申請者(共同認定申請者を含む。)である中小企業者に関しては、③企業名が公表されることとなりますので、あらかじめ御了承ください。

## 第2章 既に法認定を受けている研究計画の変更申請を行う場合の手続について

既に法認定を受けている研究計画の期限が、サポイン事業に応募したいと考える研究期間の途中に到来する等の事情から、変更認定申請を行う場合は、別添2の記載要領（変更認定申請の事例を掲載）を御活用いただくとともに、次の点に御留意の上、お手続きください。

### 1. 変更認定申請書の提出先

変更認定申請書の提出先となる経済産業局は、「主たる研究開発等の実施場所」（本社所在地ではありません。）を管轄する経済産業局となります。中部経済産業局の場合は、愛知県、岐阜県、三重県、富山県及び石川県が該当します。

※）申請書の宛先を「中部経済産業局長」としていただいた上で御提出ください。

#### 【中部経済産業局の受付窓口】

中部経済産業局産業部製造産業課

〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2 TEL : 052-951-2724

### 2. 変更認定申請書の受付期間

変更認定申請書については随時受け付けていますが、サポイン事業に御応募いただくために必要な変更認定申請の期限は下表のとおりです。（※1）

中部経済産業局長による変更認定時期	変更認定申請書の提出期限
平成24年1月下旬（予定）	～平成23年12月12日（月）

※1）変更認定申請と同時にサポイン事業への応募も可能です。

なお、変更する研究計画は、特定ものづくり基盤技術高度化指針に照らして適切なものであることを要するなど、中小ものづくり高度化法第5条第3項の規定により準用する第4条第3項各号に定められた要件に適合している必要があります。

このため、変更認定申請の内容が上記の要件に適合しているか否か等の確認が必要となりますので、当局 （参考2参照） まで、あらかじめ御相談いただくことをお勧めします。

### 3. 変更認定申請時に必要な書類（提出部数：各一通、A4片面印刷）

#### （1）変更認定申請書一式

- ・ 変更認定申請書（様式第2）、
- ・ 変更後の計画（認定申請の際に使用した様式の別表を使用してください。）、
- ・ これまでの法認定計画実施状況を記載した書類（様式自由。当該実施状況をテーマごとに簡潔かつ網羅的に記載してください。）

#### （2）中小企業者（法人の場合に限る）の定款

#### （3）中小企業者の最近2期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書

※）事業協同組合等の組合及び連合会は、変更する研究開発計画に参加するすべての構成員分

#### （4）上記（3）に掲げる書類が無い場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類

注）上記（2）～（4）の各提出書類については、変更認定申請時点で前回申請時の提出書類と変更が無い場合、提出が省略可能です。その旨を変更認定申請書に明記してください。

## 参考 1. ものづくり支援制度に関する最新情報・各種申請様式等掲載ホームページ

### 1. ものづくり支援制度に関する最新情報（公募情報等）

- ① 中部経済産業局  
（モノ作り基盤技術（サポーティング・インダストリーのページ）  
<http://www.chubu.meti.go.jp/kikai/kiban.htm>
- ② 中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局  
（「モノ作り基盤技術」高度化支援北陸ガイド）  
<http://www.chubu.meti.go.jp/h-sangyo/sapoin.htm>
- ③ 中小企業庁  
（モノ作りに取り組む中小企業への支援策）  
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/index.html>

### 2. 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律関係

- ① 法律の逐条解説  
[http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/chikujou\\_kaietu/index.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/chikujou_kaietu/index.htm)
- ② 特定ものづくり基盤技術高度化指針  
[http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/portal/02\\_1hounosikumi.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/portal/02_1hounosikumi.htm)
- ③ 認定申請書・変更認定申請書様式  
[http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/portal/03\\_1ninteisinsei.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/portal/03_1ninteisinsei.htm)

## 参考 2. 認定申請及び変更認定申請に関するお問い合わせ先

### ○中部経済産業局製造産業課【※認定申請書・変更認定申請書提出窓口】

（担当：中井、石川、山崎、松永、堀、渡邊）  
〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2  
TEL：052-951-2724 FAX：052-951-0977

### ○中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局産業課

（担当：中、野村）  
〒930-0091 富山県富山市牛島新町 11-7 富山地方合同庁舎 3 階  
TEL：076-432-5401 FAX：076-432-5526

### 参考3. 中小機構中部支部・北陸支部の支援窓口

独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）中部支部及び北陸支部では、「モノ作り支援チーフアドバイザー」を設置し、経済産業省（中部経済産業局等）の技術開発支援制度の活用などを図るため、ものづくり中小企業の方々の技術面・事業化面に関する御相談、申請書の書き方の御相談などに対応しております。

詳しくは、中小機構中部支部又は北陸支部のホームページを御覧になるか下記までお問い合わせください。

#### 【愛知県・岐阜県・三重県の方のお問い合わせ先】

独立行政法人中小企業基盤整備機構中部支部 経営支援課

担当：牧野

電話：052-220-0516

ホームページ：<http://www.smrj.go.jp/chubu/manage/monodukuri/index.html>

#### 【富山県・石川県・福井県の方のお問い合わせ先】

独立行政法人中小企業基盤整備機構北陸支部 連携支援課

担当：富山

電話：076-223-6100

ホームページ：<http://www.smrj.go.jp/hokuriku/index.html>

様式第1

特定研究開発等計画に係る認定申請書

平成〇〇年 〇月 〇日

中部経済産業局長 殿

住 所 愛知県●●市●●町●●番地  
名 称 及 び ●●●株式会社  
代表者の氏名 代表取締役社長 ●●●●

住 所 岐阜県〇●市△●町□●番地  
名 称 及 び □△株式会社  
代表者の氏名 代表取締役社長 〇△●●

共同申請の場合、共同申請者（中小企業者）を列記

・  
・  
・

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(別表1)  
特定研究開発等計画

計画名	計画実施期間										
新素材に対応した切削加工技術の開発	平成24年3月1日 ～平成25年●月●日										
申請者	特定ものづくり基盤技術の種類										
住 所：愛知県●●市●●町●●番地 名 称：●●●株式会社 代表者名：代表取締役社長 ●●●● 連絡先：●●●-●●●-●●●● 資本金：●●●万円 従業員数：●●人 業 種：自動車部分品・附属品製造業	主たる技術（1つ）： （十三）切削加工に係る技術 従たる技術（該当するもの全て）：										
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・日本標準産業分類の細分類を記載。</p> <p>・日本標準産業分類については以下URLを参照  <a href="http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/">http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/</a></p> <p>・分類については、中分類項目は2けた、小分類項目は3けた、細分類項目は4けたの数字で表示されている。            (例)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">30 輸送用機械器具製造業</td> <td style="width: 40%;">←中分類項目</td> </tr> <tr> <td>301 自動車・同附属品製造業</td> <td>←小分類項目</td> </tr> <tr> <td>3011 自動車製造業（二輪自動車を含む）</td> <td>←細分類項目</td> </tr> <tr> <td>3012 自動車車体・附属品製造業</td> <td>←細分類項目</td> </tr> <tr> <td>3013 自動車部分品・附属品製造業</td> <td>←細分類項目</td> </tr> </table> </div>		30 輸送用機械器具製造業	←中分類項目	301 自動車・同附属品製造業	←小分類項目	3011 自動車製造業（二輪自動車を含む）	←細分類項目	3012 自動車車体・附属品製造業	←細分類項目	3013 自動車部分品・附属品製造業	←細分類項目
30 輸送用機械器具製造業	←中分類項目										
301 自動車・同附属品製造業	←小分類項目										
3011 自動車製造業（二輪自動車を含む）	←細分類項目										
3012 自動車車体・附属品製造業	←細分類項目										
3013 自動車部分品・附属品製造業	←細分類項目										
特定研究開発等の拠点となる施設（主たる研究開発等の実施場所）											
施設名称：●●●株式会社××研究所 住 所：愛知県●●市●●町××番地 （理由：）これまで、本研究開発施設では、××素材の切削加工において同様の研究開発を行った実績があり、今般の研究開発テーマである××××技術の開発を行うのに適当であるため。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           当該場所が申請者の住所と異なる場合には、その理由を簡潔に記載すること。         </div>										
特定ものづくり基盤技術の高度化を図るための特定研究開発等の目標											
<p>○当該特定ものづくり基盤技術において達成しようとする高度化の目標            特定ものづくり基盤技術高度化指針のうち、以下の項目に対応。</p> <p>（十三）切削加工に係る技術に関する事項</p> <p>1 切削加工に係る技術において達成すべき高度化目標</p> <p>（1）自動車に関する事項</p> <p>①川下製造業者等の抱える課題及びニーズ            ア. 燃費向上</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;">             「ア. 燃費向上」に対し、本研究開発において取り組もうとしている具体的な課題を記載。           </div> <p>・燃費向上等のための、軽量・高強度な先進部材の構造体への大幅な導入（車体重量を約○○%低減）。</p> <p>②上記を踏まえた高度化目標            オ. 高硬度材加工対応</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;">             「オ. 高硬度材加工対応」に対し、本研究開発において掲げる具体的な高度化目標を記載。           </div> <p>××材の代替として、今後積極的な活用が期待される○○材の切削において、加工精度を上げるとともに、加工時間を短縮させることによりコスト削減を達成するための新たな技</p>											

術を開発し、軽量・高強度な部品・部材の加工技術を開発する。

当該特定ものづくり基盤技術における高度化目標の達成に資する特定研究開発等の実施方法

○ 技術開発の方向性

特定ものづくり基盤技術高度化指針のうち、以下の項目に対応。

指針参照

(十三) 切削加工に係る技術に関する事項

2 切削加工に係る技術における高度化目標の達成に資する特定研究開発等の実施方法

(3) 高付加価値化に対応した技術開発の方向性

①材料に適した工具・加工条件の確立、新加工方法の開発等、難削材加工に対応した切削加工技術の研究開発

・自動車部材は、強度・剛性を保つために××といった加工方法が取られる中で、高硬度材（〇〇材等）に対する切削加工方法の確立が急務となっているものの、工具、切削油等の分野において現在は技術が確立されていない状況。こうした状況下、これらの課題を解決し、とりわけ自動車の軽量・高強度化に資する新たな切削加工技術の確立を目指す。

①材料に適した工具・加工条件の確立、新加工方法の開発等、高硬度材加工に対応した×××技術の研究開発に対し、本研究開発において取り組む具体的内容について記載。

共同申請者（コンソーシアムメンバーのうち、中小企業者に該当する者を記載。ただし、中小企業者であって協力者として位置づける場合にはこの限りではない。）

	①住所、②名称、③代表者名	④連絡先、⑤資本金、⑥従業員数、⑦業種
1	①岐阜県○●市△●町□●番地 ②□△株式会社 ③代表取締役社長 ○△●●	④Tel●●●●-●●●●-●●●●●● Fax●●●●-●●●●-●●●●●● E-mail:●●●●@●●●● ⑤●●●●万円 ⑥●●●名 ⑦●●●業
2		
3		
4		

・日本標準産業分類の細分類を記載。

・日本標準産業分類については以下URLを参照  
<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/>

・分類については、中分類項目は2けた、小分類項目は3けた、細分類項目は4けたの数字で表示されている。  
(例)

30 輸送用機械器具製造業	←中分類項目
301 自動車・同附属品製造業	←小分類項目
3011 自動車製造業（二輪自動車を含む）	←細分類項目
3012 自動車車体・附随車製造業	←細分類項目
3013 自動車部分品・附属品製造業	←細分類項目

別表1の「特定ものづくり基盤技術の高度化を図るための特定研究開発等の目標」欄に記載した内容を達成するために、研究開発等をどのような方法で行うのかについて、①その方法は従来の研究開発方法に比べてどこが違うのか、②そこにはどのような技術的課題があり、③その課題を本計画の研究開発方法でどう解決するのか等、目標を達成するための研究開発手段、手法、実施体制を具体的かつ明瞭に記載すること。また、研究開発等の実施段階、個別研究開発の性質等に応じた研究開発等に関する研究項目（サブテーマ）を設定し、当該研究項目の区分ごとに1、2、1-1、1-2、1-1-1、1-1-2というように、番号を付して記載すること。

(別表2)  
特定研究開発等の内容

1. 特定研究開発等の具体的内容

○ 自動車部品の○○材切削加工技術の確立に向けて、工作機械、適正工具、切削油等の開発課題について、以下の研究により解決を図る。

(××材と○○材との比較)

	××材	○○材
技術的課題	・ ・	・ ・
研究開発方法	・××により△△を確立済み。	・○○の課題について、□□により研究を進めてるものの未解決。・・・・・・

(具体的対応方法)

1. 工作機械周辺速度課題への対応

1-1: ○○材に対する加工方法及び工作機械毎に異なる剛性と出力、切削速度の関係を研究し、工具負担に関するデータ収集及び分析を実施する。

2. 適正工具課題への対応

2-1: ○○材は熱伝導率が低く、切削による発熱が工具刃先に集中する。これを踏まえ、工具寿命を延ばし、摩耗等が最小限になる工具材種を研究するとともに、加工方法と切削工具の選定方法に関する研究開発も実施する。

3. 切削油課題への対応

3-1: ○○材の切削加工を行うと、加工時における切削油の種類等により、被削材の表面粗さが異なる場合が多々あり。切削油の選択と油量の関係を研究する。

(実施体制)

1-1: 加工方法及び工作機械毎に異なる剛性と出力、切削速度の関係の研究—●●●株式会社  
: 工具負担に関する分析—□△株式会社

別表1に記載した「○特定ものづくり基盤技術において達成しようとする高度化の目標」を達成するものであること。また、「○技術開発課題の方向性」と整合していること。

2. 特定研究開発等の成果たる技術的目標値

1. 工作機械課題への対応

・加工時間の短縮—現状××材に対して、●～●倍の加工時間（費用）を有する○○材について、●～●倍程度（約●%）に短縮する。

2. 適正工具課題への対応、3. 切削油課題への対応

・形状加工精度の向上—加工する被削材の肉厚（●mm）が薄い場合、歪みが発生する。これを防止するため、切込量、回転数等を調整し、現状±●mmの条件設定を±●mmとする。

\*なお、適正工具の選定により、工具消耗に係るコスト低減を図るとともに、機械特性、工具選定、切削方法、切削油及び切削条件等、本研究開発による基礎データの構築により、加工時間を●/●程度短縮する。

研究項目（サブテーマ）ごとに客観的な指標を設定し、記載すること。なお、可能な限り定量化した指標を設定することが望ましいが、定性的な指標でも差し支えない。

申請者ごとに、その所属する代表者、主任研究員、副主任研究員及び研究員の氏名、役職、研究分担、研究に関する経歴をそれぞれ記載すること。「研究分担」欄には、研究項目（サブテーマ）に対応した番号を【1-1】、【1-1-2】というように各項目の末尾に括弧書きで追記し、特定研究開発等の内容との関連性を示すこと。また、「研究に関する経歴」欄には、これまで所属していた大学等研究機関や民間事業者の名称や所属時期を記載すること。なお、研究員が多人数に及ぶ場合、主要な研究員につき、概ね10名程度まで記載すること。

### 3. 研究員等一覧

申請者又は共同申請者の名			
研究員等氏名	役職	研究分（番号）	研究に関する経歴
●●●株式会社			
●●●	主任研究員	××の分析【1-1】 ▲▲の検証【3-1】	●●大学大学院●●工学修士課程卒 ××材××××の研究 ○○材××××の研究 切削加工全般に関する知識を有する
□△株式会社			
○○○	副主任研究員	○○の研究【2-1】	工素材の研究

### 4. 専門用語等の解説

○○○材-○○材は純○○と○○合金の2種類に分けられる。○○合金は、●●が代表的で、●●が最もやわらかく、●●が最も硬くなる。・・・

(別表3)

特定研究開発等の実施期間  
(平成23年度～平成●●年度)

実施期間が3年間を超える計画である場合、別途  
超えた期間に関する表を作成すること。

研究項目 (サブテーマ) (番号)		当該研究項目に係る研究等により達成しようとする年度目標											
実施内容	実施者 (実施場所)	実施時期 (実施の始期と終期を凡印で記載)											
		初年度				第二年度				第三年度			
		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
××の分析【1-1】													
○○材に対する加工方法及び 工作機械毎に異なる剛性と出力、 切削速度の関係を研究し、 工具負担に関するデータ収集 及び分析を実施する。  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">サブテーマの概要を記載</div>	●●●株式会社 ●●●●主任研究員 (●●●株式会社、●●工場)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">実施者については、申請主体及び協力者の名称に加え、所属する研究者の氏名及び肩書きについても記載すること。</div>				●→								
○○の研究【2-1】													
○○材は熱伝導率が低く、切削による発熱が工具刃先に集中する。これを踏まえ、工具寿命を延ばし、摩耗等が最小限になる工具材種を研究するとともに、加工方法と切削工具の選定方法に関する研究開発も実施する。	□△株式会社 ○○○主任研究員 (□△株式会社、◇□工場)								●→				
.....													

・中小企業者であっても、協力者の立場での参加であれば、こちらの欄に記載すること。

(別表4)

特定研究開発等の実施に協力する協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

協力者（事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人その他の者）	
番号	①住所、②名称、③代表者名 ④連絡先、⑤資本金、⑥従業員数、⑦業種
1	⑧具体的な協力の内容（対応する研究項目（サブテーマ）番号） ①●●●県●△市●○町○×番地 ④Tel○●●●-○●●●○●●● ②○□株式会社 E-mail:○×●●@△□●● ③代表取締役 ○●○● ● ⑤○●●△万円 ⑥●●○名 ⑦●●○業 ⑧3-1：最適●●油の開発協力において・・・・・・を担当する。（▲▲の検証【3-1】）
2	①△□県●○市×○町□●番地 ④Tel○●●○-○●●○ ②○△大学 Fax○●●○-○●●○ ③総長 ●○●○ E-mail:□×●●@ ⑤- ⑥○○名 ⑦- ⑧1-1：荷込量と工具負担に係る全般的評価において・・・・・・を担当する。（××の分析【1-1】）
3	① ④ ② ⑤ ③ ⑥ ⑦ ⑧ ・委託事業において、再委託契約を交わすような大学、研究機関については、③代表者名には契約責任者を記入、大学の場合、契約責任者は総長（学長）ではなく、学部長でもあり得る。
4	① ④ ② ⑤ ③ ⑥ ⑦ ⑧
5	① ④ ② ⑤ ③ ⑥ ⑦ ⑧

・組織としてではなく、個人として計画に協力する場合は、「名称」欄に当該協力者の氏名を記載するとともに、「代表者名」欄には、「なし」と明記すること。また、「業種」欄には所属する組織について記載すること。

「具体的な協力の内容」欄には、具体的な内容を記載するとともに、別表2に記載した研究項目（サブテーマ）を括弧書きで追記し、協力者が果たす役割と特定研究開発等の内容との対応関係が分かるようにすること。

・委託事業において、再委託契約を交わすような大学、研究機関については、③代表者名には契約責任者を記入、大学の場合、契約責任者は総長（学長）ではなく、学部長でもあり得る。

コンソーシアムに属する中小企業者、協力者ごとに1葉ずつ作成のこと（再委託先となる者のみの記載で可）。

金融機関からの融資を予定している場合には、機関名及び政府系・民間金融機関の別をすべて「備考」欄に記載すること。また、民間金融機関からの融資を予定している場合で、信用保証協会かの付保が期待される場合は、その旨「備考」欄に記載すること。

(別表5)

特定研究開発等を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

申請事業者及び協力者名：●●●株式会社、

(単位 千円)

時期	調達先 用途項目	補助金・ 委託費等	金融機関 からの借 入れ	株式、社 債、新株 予約権等	自己資金	その他	資金調達 額 合 計	備考
平成23年度(下期)	試作機の製作 ・人件費 ・機械・設備費 ・原材料費 【1-1】	5,000 10,000 2,000	(5,000) (10,000) (2,000)				17,000	戦略的基盤 技術高度化 支援事業委 託費
平成24年度	...	...	●●●				●●●	補助金・委託費等 の交付が期待さ れる場合には、具 体的な制度名称、 交付機関につい て「備考」欄に記 載すること。
平成25年度	...	...						
平成 年度								
平成 年度								
	資金調達先別合計							

資金調達額については、千円単位の金額を計画期間の間のみ記載し、資金調達合計額と各調達先の合計が一致するように記載すること。

補助金・委託費等の交付を受けることができなかつた場合に備え、想定する他の調達手段の欄に括弧書きで同額を記載すること。

特定研究開発等に係る人件費、機械・設備費、原材料費その他特定研究開発等を実施するために必要な経費の項目を記載した上で、別表2に記載した研究項目(サブテーマ)に対応した番号を【1-1】、【1-1-2】というように各項目の末尾に括弧書きで追記し、特定研究開発等の内容との関連性を示すこと。

(記載要領)

申請者は以下の要領に従って、特定研究開発等計画の必要事項を記載すること。ただし、特定研究開発等計画を共同で作成、実施する場合にあっては、別表5については、共同申請者及び協力者ごとに記載すること。

様式第1の申請者名は、共同で特定研究開発等計画を実施する場合には、第1条第3項に規定する「代表者」たる事業者の名称及びその代表者を記載し、同項に規定する「代表者」以外の特定研究開発等計画共同申請事業者については、「代表者の氏名」欄の下に、「住所」「名称及び代表者の氏名」欄を繰り返し設けて記載し、それぞれ代表者印を押印すること。

**1 特定ものづくり基盤技術の高度化を図るための特定研究開発等の目標**

法第3条第1項に規定する「特定ものづくり基盤技術高度化指針」（以下単に「指針」という。）において定める事項のうち、同条第2項第2号に掲げる「個々の特定ものづくり基盤技術ごとに、達成すべき高度化目標」を踏まえ、別表1中の該当する欄に記載すること。その際、「川下製造業者の抱える課題及び要請（ニーズ）」欄には、指針に定める事項のうち、該当する川下製造業者（特定ものづくり基盤技術を主たる技術として利用する中小企業者と取引をする製造業者のことをいう。以下同じ。）についての課題を、例えば「(1) 燃料電池に関する事項 ア. 低コスト化」のように該当項目を掲げたのち、続けて概要を記載すること。「上記を踏まえた高度化目標」欄には、同様に、例えば「イ. 耐食性の付与及び向上」のように該当項目を掲げたのち、続けて概要を記載すること。

**2 特定研究開発等の内容**

- (1) 別表1の「特定研究開発等の拠点となる施設」欄には、主たる研究開発等の実施場所となる施設名とその住所を記載すること。なお、当該場所が申請者の住所と異なる場合には、同欄にその理由を簡潔に記載すること。
- (2) 別表1の「当該特定ものづくり基盤技術における高度化目標の達成に資する特定研究開発等の実施方法」欄には、指針に定める事項のうち、該当する技術開発の方向性を、例えば「(2) 高機能化に対応した技術開発の方向性 ①めっき皮膜性能の向上に資するめっき技術の開発」のように該当項目を掲げたのち、続けて概要を記載すること。
- (3) 特定研究開発等計画を共同で作成、実施する場合にあっては、別表1の「共同申請者」欄に必要事項を記載すること。
- (4) 「申請者」欄及び「共同申請者」欄の業種には、日本標準産業分類に掲げる細分類を記載すること。
- (5) 別表2の「1. 特定研究開発等の具体的内容」欄には、別表1の「特定ものづくり基盤技術の高度化を図るための特定研究開発等の目標」欄に記載した内容を達成す

るために、研究開発等をどのような方法で行うのかについて、①その方法は従来の研究開発方法に比してどこが違うのか、②そこにはどのような技術的課題があり、③その課題を本計画の研究開発方法でどう解決するのか等、目標を達成するための研究開発手段、手法、実施体制を具体的かつ明瞭に記載すること。また、研究開発等の実施段階、個別研究開発の性質等に応じた研究開発等に関する研究項目（サブテーマ）を設定し、当該研究項目の区分ごとに1、2、1-1、1-2、1-1-1、1-1-2というように、番号を付して記載すること。

- (6) 別表2の「2. 特定研究開発等の技術的目標値」欄は、研究項目（サブテーマ）ごとに客観的な指標を設定し、記載すること。なお、可能な限り定量化した指標を設定することが望ましいが、定性的な指標でも差し支えない。
- (7) 別表2の「3. 研究員等一覧」欄には、申請者ごとに、その所属する代表者、主任研究員、副主任研究員及び研究員の氏名、役職、研究分担、研究に関する経歴をそれぞれ記載すること。「研究分担」欄には、研究項目（サブテーマ）に対応した番号を【1-1】、【1-1-2】というように各項目の末尾に括弧書きで追記し、特定研究開発等の内容との関連性を示すこと。また、「研究に関する経歴」欄には、これまで所属していた大学等研究機関や民間事業者の名称や所属時期を記載すること。なお、研究員が多人数に及ぶ場合、主要な研究員につき、概ね10名程度まで記載すること。
- (8) 別表2の「4. 専門用語等の解説」欄には、(5)(6)で使用した専門用語、略語等難解な用語について、個々に簡潔に解説すること。

### 3 特定研究開発等の実施期間

- (1) 別表1の「計画実施期間」欄に実施の始期と終期を記載すること。
- (2) 別表3は、実施期間が3年間を超える計画である場合、別途超えた期間に関する表を作成すること。
- (3) 別表2に記載した研究項目（サブテーマ）と当該項目に基づく研究開発等により達成しようとする年度目標を項目ごとに記載すること。
- (4) (3)の研究項目（サブテーマ）の具体的な内容につき、項目ごとに記載するとともに、その項目ごとの実施者、実施場所及び実施の始期と終期（線表形式）を記載すること。実施者については、申請主体及び協力者の名称に加え、所属する研究者の氏名及び肩書きについても記載すること。

### 4 特定研究開発等の実施に協力する協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

該当する者がある場合には、別表4の該当する欄に次のとおり記載すること。

- (1) 「具体的な協力の内容」欄には、具体的な内容を記載するとともに、別表2に記載した研究項目（サブテーマ）を括弧書きで追記し、協力者が果たす役割と特定研究開発等の内容との対応関係が分かるようにすること。

- (2) 組織としてではなく、個人として計画に協力する場合は、「名称」欄に当該協力者の氏名を記載するとともに、「代表者名」欄には、「なし」と明記すること。また、「業種」欄には所属する組織を記載すること。

#### 5 特定研究開発等を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

別表5に次のとおり記載すること。なお、資金調達に際しては、認定の申請に並行して各関係機関とも十分連絡を取ること。また、特定研究開発等計画の認定を受けたとしても、補助金・委託費等の交付や金融機関からの融資等を必ず受けられるとは限らないことに留意すること。

- (1) 「使途項目」欄には、特定研究開発等に係る人件費、機械・設備費、原材料費その他特定研究開発等を実施するために必要な経費の項目を記載した上で、別表2に記載した研究項目（サブテーマ）に対応した番号を【1-1】、【1-1-2】というように各項目の末尾に括弧書きで追記し、特定研究開発等の内容との関連性を示すこと。
- (2) 「時期」欄は、計画初年度のみ上期と下期に分けて記載し、次年度以降は年度ごとに記載すること。
- (3) 資金調達額については、千円単位の金額を計画期間の間のみ記載し、資金調達合計額と各調達先の合計が一致するように記載すること。
- (4) 補助金・委託費等の交付が期待される場合には、具体的な制度名称、交付機関について「備考」欄に記載すること。なお、交付を受けることができなかった場合に備え、想定する他の調達手段の欄に括弧書きで同額の金額を記載すること。
- (5) 金融機関からの融資を予定している場合には、機関名及び政府系・民間金融機関の別をすべて「備考」欄に記載すること。また、民間金融機関からの融資を予定している場合で、信用保証協会かの付保が期待されるときは、その旨「備考」欄に記載すること。

#### 6 その他

本要領に定める書類の他、特定研究開発等計画を説明するにあたり必要と思われる書類を添付することは妨げない。

特定研究開発等計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

殿

住 所 愛知県●●市●●町●●番地  
名 称 及 び ●●●株式会社  
代表者の氏名 代表取締役社長 ●●●●

住 所 岐阜県○●市△●町□●番地  
名 称 及 び □△株式会社  
代表者の氏名 代表取締役社長 ○△●●

共同申請の場合、共同申請者（中小企業者）を列記

・  
・  
・

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づき、年 月 日付  
けで認定を受けた特定研究開発等計画「新素材に対応した切削加工技術の開発」について、下記のとおり  
変更の認定を受けたいので申請します。

## 記

### 1 変更事項

- ① 別表1「特定ものづくり基盤技術の高度化を図るための特定研究開発等の目標」における「川下製造業者等の抱える課題及びニーズ」の変更
- ② 別表2「特定研究開発等の具体的内容」及び「特定研究開発等の成果たる技術的目標値」並びに別表3「特定研究開発等の実施期間」におけるサブテーマの変更
- ③ 上記①～②の変更に伴う計画実施期間の延長
- ④ 上記①～③の変更に伴う別表5「特定研究開発等を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」の変更

### 2 変更事項の内容

- ① 別表1「特定ものづくり基盤技術の高度化を図るための特定研究開発等の目標」における「川下製造業者等の抱える課題及びニーズ」の変更  
昨今の…の動向を踏まえ、川下事業者のニーズが…のように変化を見せており、本研究開発の目的を達するためには、当該ニーズに適確に対応する必要がある。  
このため、「川下製造業者等の抱える課題及びニーズ」として、…を追加することとしたい。
- ② 別表2「特定研究開発等の具体的内容」及び「特定研究開発等の成果たる技術的目標値」並びに別表3「特定研究開発等の実施期間」におけるサブテーマの変更  
上記①の川下事業者のニーズに適確に対応するためには、各サブテーマを…について変更・追加する必要がある。  
このため、別表2「特定研究開発等の具体的内容」及び「特定研究開発等の成果たる技術的目標値」並びに別表3「特定研究開発等の実施期間」のそれぞれにおいて、上記のとおり変更・追加することとしたい。
- ③ 上記①～②の変更に伴う計画実施期間の延長  
上記①～②の変更に対応し適確に研究開発を行うためには、新たに…程度の期間を要することから、現在の計画実施期間（平成23年4月1日～平成24年12月31日）から、平成23年4月1日～平成26年3月31日に変更する必要がある。  
このため、本計画の実施期間を上記のとおり変更することとしたい。
- ④ 上記①～③の変更に伴う別表5「特定研究開発等を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」の変更  
上記の①～③の研究開発計画及び期間の変更に伴い研究開発資金の必要額が増えるため、本研究開発計画全体の合計額（〇円）を〇円に増額し、併せて別表5も変更することとしたい。

なお、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則第1条第2項各号に掲げる添付書類（定款、最近二期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書）については、平成××年×月×日付で申請を行った際の添付書類と変更がないため、同規則第2条第3項の規定に基づき、本申請での添付を省略します。

変更認定申請時には削除して提出してください。

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。なお、第2条第3項の規定に基づき、添付すべき書類に変更がないときは、その旨記載すること。

添付書類の一部に変更がある場合には、変更書類を提出し、変更の無い書類のみここに記載してください。  
すべて変更がある場合には、本文章（なお書き以降）を削除して、変更書類を提出してください。

前回申請時に提出した別表1～5を基本とし、そのうち変更する箇所には下線を引いて強調。

(別表1)

特定研究開発等計画

計画名	計画実施期間
新素材に対応した切削加工技術の開発	平成23年4月1日 ～平成26年3月31日
申請者	特定ものづくり基盤技術の種類
住 所：愛知県●●市●●町●●番地 名 称：●●●株式会社 代表者名：代表取締役社長 ●●●● 連絡先：●●●-●●●●-●●●● 資本金：●●●万円 従業員数：●●人 業 種：自動車部品・附属品製造業	主たる技術（1つ）： （十三）切削加工に係る技術  従たる技術（該当するもの全て）：
特定研究開発等の拠点となる施設（主たる研究開発等の実施場所）	
施設名称：●●●株式会社××研究所 住 所：愛知県●●市●●町××番地 （理由：）これまで、本研究開発施設では、××素材の切削加工において同様の研究開発を行った実績があり、今般の研究開発テーマである××××技術の開発を行うのに適当であるため。	
特定ものづくり基盤技術の高度化を図るための特定研究開発等の目標	
○当該特定ものづくり基盤技術において達成しようとする高度化の目標 特定ものづくり基盤技術高度化指針のうち、以下の項目に対応。 （十三）切削加工に係る技術に関する事項 1 切削加工に係る技術において達成すべき高度化目標 （1）自動車に関する事項 ①川下製造業者等の抱える課題及びニーズ ア．燃費向上 ・燃費向上等のための、軽量・高強度な先進部材の構造体への大幅な導入（車体重量を約○○%低減）。 イ．ハイブリッド化、燃料電池化 ・ハイブリッド車や電気自動車の加速的普及を踏まえた…の導入 ②上記を踏まえた高度化目標 オ．高硬度材加工対応 ××材の代替として、今後積極的な活用が期待される○○材の切削において、加工精度を上げるとともに、加工時間を短縮させることによりコスト削減を達成するための新たな技術を開発し、軽量・高強度な部品・部材の加工技術を開発する。	
当該特定ものづくり基盤技術における高度化目標の達成に資する特定研究開発等の実施方法	
○ 技術開発の方向性 特定ものづくり基盤技術高度化指針のうち、以下の項目に対応。 （十三）切削加工に係る技術に関する事項 2 切削加工に係る技術における高度化目標の達成に資する特定研究開発等の実施方法 （3）高付加価値化に対応した技術開発の方向性 ①材料に適した工具・加工条件の確立、新加工方法の開発等、難削材加工に対応した切削加工技術の研究開発	

・自動車部材は、強度・剛性を保つために××といった加工方法が取られる中で、高硬度材（○○材等）その他難削材（□□材等）に対する切削加工方法の確立が急務となっているものの、工具、切削油等の分野において現在は技術が確立されていない状況。こうした状況下、これらの課題を解決し、とりわけ自動車の軽量・高強度化に資する新たな切削加工技術の確立を目指す。

共同申請者（コンソーシアムメンバーのうち、中小企業者に該当する者を記載。ただし、中小企業者であって協力者として位置づける場合にはこの限りではない。）

	①住所、②名称、③代表者名	④連絡先、⑤資本金、⑥従業員数、⑦業種
1	①岐阜県○●市△●町□●番地 ②□△株式会社 ③代表取締役社長 ○△●●	④Tel●●●●－●●●●－●●●●●● Fax●●●●－●●●●－●●●●●● E-mail:●●●●@●●●● ⑤●●●●万円 ⑥●●●名 ⑦●●●業
2		
3		
4		

(別表2)

特定研究開発等の内容

1. 特定研究開発等の具体的内容

○ 自動車部品の○○材切削加工技術の確立に向けて、工作機械、適正工具、切削油等の開発課題について、以下の研究により解決を図る。

(××材と○○材及び□□材との比較)

	××材	○○材及び□□材
技術的課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> </ul>	<u>(○○材)</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> </ul> <u>(□□材)</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・…</li> <li>・…</li> </ul>
研究開発方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ××により△△を確立。</li> </ul>	<u>(○○材)</u> ○○の課題について、□□により研究を進めているものの未解決。…………… <u>(□□材)</u> ……

(具体的対応方法)

1. 工作機械周辺速度課題への対応

1-1: ○○材及び□□材に対する加工方法及び工作機械毎に異なる剛性と出力、切削速度の関係を研究し、工具負担に関するデータ収集及び分析を実施する。

1-2: …について、…を研究する。

2. 適正工具課題への対応

2-1: ○○材は熱伝導率が低く、切削による発熱が工具刃先に集中する。これを踏まえ、工具寿命を延ばし、摩耗等が最小限になる工具材種を研究するとともに、加工方法と切削工具の選定方法に関する研究開発も実施する。

2-2: □□材は…研究する。

3. 切削油課題への対応

3-1: ○○材の切削加工を行うと、加工時における切削油の種類等により、被削材の表面粗さが異なる場合が多々あり。切削油の選択と油量の関係を研究する。

3-2: □□材の…を研究する。

(実施体制)

1-1: …の研究 ●●●株式会社  
 …に関する分析 □△株式会社

1-2: …の研究 ●●●株式会社

2-1: …の研究 □△株式会社

2-2: …の研究 ●●●株式会社

3-1: …の研究 □△株式会社

3-2: …の研究 ●●●株式会社

2. 特定研究開発等の成果たる技術的目標値

1. 工作機械課題への対応
    - ・加工時間の短縮－現状××材に対して、●～●倍の加工時間（費用）を有する○○材について、●～●倍程度（約●%）に短縮する。  
また、□□材については、●～●倍程度（約●%）に短縮する。
    - ・●●の高度化－現状…に対して、…倍程度…の高度化を実現する。
  2. 適正工具課題への対応、 3. 切削油課題への対応
    - ・形状加工精度の向上－加工する被削材（○○材）の肉厚（●mm）が薄い場合、歪みが発生する。これを防止するため、切込量、回転数等を調整し、現状±●mmの条件設定を±●mmとする。  
また、□□材については、…とする。
- \*なお、適正工具の選定により、工具消耗に係るコスト低減を図るとともに、機械特性、工具選定、切削方法、切削油及び切削条件等、本研究開発による基礎データの構築により、加工時間を●／●程度短縮する。

3. 研究員等一覧

申請者又は共同申請者の名称			
研究員等氏名	役職	研究分担（番号）	研究に関する経験
●●●株式会社			
●●●●	主任研究員	…の研究【1-1】 …の研究【1-2】 …の研究【2-2】 …の研究【3-2】	●●大学大学院●●工学修士課程卒 ××材××××の研究 ○○材××××の研究 切削加工全般に関する知を有する
□△株式会社			
○○○	副主任研究員	…の研究【1-1】 …の研究【2-1】 …の研究【3-1】	工具素材の研究

4. 専門用語等の解説

○○○材－○○材は純○○と○○合金の2種類に分けられる。○○合金は、●●が代表的で、●●が最もやわらかく、●●が最も硬くなる。・・・

変更後の表のみだとわかりづらい場合には、変更前と変更後の別表3をそれぞれ添付してください。

実施期間が3年間を超える計画である場合、別途超えた期間に関する表を作成すること。

(別表3)  
 特定研究開発等の実施期間  
 (平成23年度～平成25年度)

研究項目 (サブテーマ) (番号)		当該研究項目に係る研究等により達成しようとする年度目標															
実施内容	実施者 (実施場所)	実施時期 (実施の始期と終期を凡印で記載)															
		初年度				第二年度				第三年度							
		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4				
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	4	4	4	4
…の研究【1-1】																	
○○材に対する加工方法及び工作機械毎に異なる剛性と出力、切削速度の関係を研究し、工具負担に関するデータ収集及び分析を実施する。	●●●株式会社 ●●●●主任研究員 (●●●株式会社、●●工場)																
…の研究【1-2】																	
…について、…を研究する。	●●●株式会社 ●●●●主任研究員 (●●●株式会社、●●工場)																
…の研究【2-1】																	
○○材は熱伝導率が低く、切削による発熱が工具刃先に集中する。これを踏まえ、工具寿命を延ばし、摩耗等が最小限になる工具材種を研究するとともに、加工方法と切削工具の選定方法に関する研究開発も実施する。	□△株式会社 ○○○主任研究員 (□△株式会社、◇□工場)																
.....																	

(別表 4)

特定研究開発等の実施に協力する協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

協力者（事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人その他の者）					
番号	①住所、②名称、③代表者名 ④連絡先、⑤資本金、⑥従業員数、⑦業種 ⑧具体的な協力の内容（対応する研究項目（サブテーマ）番号）				
1	<table border="1"> <tr> <td>①●●県●△市●○町○×番地 ②○□株式会社 ③代表取締役 ○●○●</td> <td>④Tel○●●-○●●-○●●● Fax○●●-○●●-○●●● E-mail:○×●@△□● ⑤○●△万円 ⑥●○名 ⑦●○業</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑧ 3-1：最適●●油の開発協力において・・・・・・・・・・を担当する。（…の研究【3-1】）</td> </tr> </table>	①●●県●△市●○町○×番地 ②○□株式会社 ③代表取締役 ○●○●	④Tel○●●-○●●-○●●● Fax○●●-○●●-○●●● E-mail:○×●@△□● ⑤○●△万円 ⑥●○名 ⑦●○業	⑧ 3-1：最適●●油の開発協力において・・・・・・・・・・を担当する。（…の研究【3-1】）	
①●●県●△市●○町○×番地 ②○□株式会社 ③代表取締役 ○●○●	④Tel○●●-○●●-○●●● Fax○●●-○●●-○●●● E-mail:○×●@△□● ⑤○●△万円 ⑥●○名 ⑦●○業				
⑧ 3-1：最適●●油の開発協力において・・・・・・・・・・を担当する。（…の研究【3-1】）					
2	<table border="1"> <tr> <td>①△□県●○市×○町□●番地 ②○△大学 ③総長 ●○●○</td> <td>④Tel○●○-○●○-○●●○ Fax○●○-○●○-○●●○ E-mail:□×●@●□× ⑤- ⑥○○名 ⑦-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑧ 1-1：切込量と工具負担に係る全般的評価において・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・を担当する。（…の研究【1-1】）</td> </tr> </table>	①△□県●○市×○町□●番地 ②○△大学 ③総長 ●○●○	④Tel○●○-○●○-○●●○ Fax○●○-○●○-○●●○ E-mail:□×●@●□× ⑤- ⑥○○名 ⑦-	⑧ 1-1：切込量と工具負担に係る全般的評価において・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・を担当する。（…の研究【1-1】）	
①△□県●○市×○町□●番地 ②○△大学 ③総長 ●○●○	④Tel○●○-○●○-○●●○ Fax○●○-○●○-○●●○ E-mail:□×●@●□× ⑤- ⑥○○名 ⑦-				
⑧ 1-1：切込量と工具負担に係る全般的評価において・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・を担当する。（…の研究【1-1】）					
3	<table border="1"> <tr> <td>① ② ③</td> <td>④ ⑤ ⑥ ⑦</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑧</td> </tr> </table>	① ② ③	④ ⑤ ⑥ ⑦	⑧	
① ② ③	④ ⑤ ⑥ ⑦				
⑧					
4	<table border="1"> <tr> <td>① ② ③</td> <td>④ ⑤ ⑥ ⑦</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑧</td> </tr> </table>	① ② ③	④ ⑤ ⑥ ⑦	⑧	
① ② ③	④ ⑤ ⑥ ⑦				
⑧					
5	<table border="1"> <tr> <td>① ② ③</td> <td>④ ⑤ ⑥ ⑦</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑧</td> </tr> </table>	① ② ③	④ ⑤ ⑥ ⑦	⑧	
① ② ③	④ ⑤ ⑥ ⑦				
⑧					

変更後の表のみだとわかりづらい場合には、変更前と変更後の別表5をそれぞれ添付してください。

金融機関からの融資を予定している場合には、機関名及び政府系・民間金融機関の別をすべて「備考」欄に記載すること。また、民間金融機関からの融資を予定している場合で、信用保証協会からの付保が期待される場合は、その旨「備考」欄に記載すること。

(別表5)

特定研究開発等を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

申請事業者及び協力者名：●●●株式会社、

(単位 千円)

時期	調達先 用途項目	補助金・ 委託費等	金融機関 からの借 入れ	株式、社 債、新株 予約権等	自己資金	その他	資金調達 額 合 計	備考
平成23年度(上期)	…の研究 ・人件費 ・機械、設備費 ・原材料費 【1-1】		5,000 10,000 2,000				17,000	〇〇銀行 (民間金融 機関)
平成23年度(下期)	.....						●●●	
平成24年度	…の研究 ・人件費 ・機械、設備費 ・原材料費 【1-1】 【1-2】 【2-1】 .....	20,000 20,000 10,000	2,000 (20,000) 1,500 (20,000) 2,000 (10,000)				55,500	〇〇銀行 (民間金融 機関) 戦略的基盤 技術高度化 支援事業
平成25年度	…の研究 ・人件費 ・機械、設備費 ・原材料費 【1-2】 .....							
平成 年度								
資金調達先別合計	...		(...)					

特定研究開発等に係る人件費、機械・設備費、原材料費その他特定研究開発等を実施するために必要な経費の項目を記載した上で、別表2に記載した研究項目(サブテーマ)に対応した番号を【1-1】、【1-1-2】というように各項目の末尾に括弧書きで追記し、特定研究開発等の内容との関連性を示すこと。

補助金・委託費等の交付を受けることができなかった場合に備え、想定する他の調達手段の欄に括弧書きで同額の金額を記載すること。

ここでは、補助金・委託費等として「戦略的基盤技術高度化支援事業」に応募することを前提としているので、当該事業名を記載すること。

(参考)

### 1. 変更申請の必要な場合の例

以下の場合、法第5条第1項の変更とみなし、認定計画の変更申請が必要になりますので、できるだけ早く経済産業局等までご相談ください。

- ・ 計画名の変更
- ・ 計画実施期間の変更
- ・ 主たる研究開発等実施場所の変更
- ・ 認定事業者（申請者及び共同申請者）の変更（脱退、追加、入れ替え）
- ・ 協力者の脱退（入れ替えは除く）
- ・ 資金調達額が大きく変更された場合
- ・ 資金調達方法を「金融機関からの借入れ」に変更する場合
- ・ その他重要な項目の変更（基盤技術の種類、高度化目標、研究開発の実施方法等）

### 2. 変更申請の不要な軽微な変更の例

以下の場合、法第5条第1項の変更とはみなさないものとします。

- ・ 単価の増減等による資金調達額の若干の変更
- ・ 協力者の入れ替え及び追加
- ・ 協力者の入れ替え及び追加に伴う研究開発項目（サブテーマ）の実施者の変更
- ・ 資金調達先の変更（ただし、金融機関からの借入れに変更する場合は除く。）
- ・ その他の認定された特定研究開発等計画の主旨を変えないような軽微な変更